

約にあつては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 附 則(令和元年6月7日技管一168 一部改正) この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則(令和2年3月13日技管一732 一部改正) 1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 附 則(令和3年9月9日技管一340 一部改正) この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則(令和4年3月1日技管一693 一部改正) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月22日技管一764 一部改正) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 <u>附 則(令和5年3月3日技管一1120 一部改正)</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u>	約にあつては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 附 則(令和元年6月7日技管一168 一部改正) この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則(令和2年3月13日技管一732 一部改正) 1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 附 則(令和3年9月9日技管一340 一部改正) この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則(令和4年3月1日技管一693 一部改正) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月22日技管一764 一部改正) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
---	---